

株 主 各 位

第3回定時株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項

(交付書面非記載事項)

事業報告

- 新株予約権等の状況
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況
- 会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

監査報告

- 計算書類に係る会計監査報告

株式会社くふうカンパニー

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。ただし、電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

事業報告

1. 会社の現況

(1) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人並びに当社子会社の役員及び使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 会計監査人の状況

- ① 名称 誠栄有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の遂行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」といいます。）は、個人の生活に直接的に関わる領域において、各種サービスの提供を行っております。そのため、社会から高い信頼性が求められ、その信頼性が当社グループの企業価値に直接的に影響するものと認識しております。この信頼性を維持・向上させるため、当社は、以下の方法により当社グループの企業活動に関する重要な法令、定款及び社内規程（以下「法令等」といいます。）の遵守を含む、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備します。

- ① 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、指名委員会等設置会社として、社外取締役の活用等を通じ、取締役会による経営監督及び監査委員会による監査活動等を行います。
 - ロ. 当社は、必要に応じて当社の執行役及び使用人に対して啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社グループのコンプライアンス体制の強化を図ります。
 - ハ. 当社は、当社グループにおける法令等への違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を図るため、内部通報規程を制定し、内部通報窓口を設置します。
 - ニ. 当社は、内部監査担当者を選任し、定期的に当社グループの内部監査を実施します。内部監査の結果は速やかに代表執行役及び監査委員会に報告し、必要に応じて是正活動を行うことで、内部統制システムの継続的な向上を図ります。
 - ホ. 監査委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、執行役及び使用人の職務の執行を監査します。また、監査委員会は、内部監査担当者に対して、監査機能上の指揮命令を行えるものとし、内部監査結果報告を受けるとともに、内部監査実施に関する指示を行い、以下に掲げる内部監査部門に関する事項につき承認をします。
 - (a) 内部監査方針及び内部監査計画
 - (b) 内部監査部門長の選解任
 - (c) その他内部監査活動について監査委員会が重要と判断する事項
 - ヘ. 当社は、当社の執行役及び使用人の法令等違反の行為については、就業規則その他の社内規程に基づき、適正に処分を行います。
 - ト. 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
 - チ. 当社は、当社グループが反社会的勢力に対して厳正に対応し、反社会的勢力との関わりを排除するため、反社会的勢力対応規程を定めるとともに、取引先については当該規程に基づき反社会的勢力に該当しないことの確認を行います。

リ、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、当社におけるコンプライアンス・リスクに関する事項は執行役会に報告されます。執行役会は、報告を受けた事項につき関係部門に調査・対応策策定等を指示するとともに、その報告を求めます。また、執行役会は、その内容を取締役会に報告するとともに、再発防止策の策定等を行います。

② 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、指名委員会等設置会社を採用し、業務執行の決定に関する権限を大幅に執行役に委任することで、経営監督機能と業務執行機能の強化、経営の効率化及び意思決定の迅速化を図るほか、執行役会規程や組織運営規程に基づく職務権限及び意思決定ルールを整備等により、執行役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備します。

ロ．当社は、定期的に執行役会を開催し、執行役会規程に基づき、業務執行上の意思決定を行います。

ハ．各執行役は、取締役会において決定された各執行役の担当する領域及び取締役会または執行役会から委任を受けた範囲内で職務を行うほか、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を定めた組織運営規程に基づき日常的な意思決定を行います。

③ 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．当社は、執行役の職務の執行にかかる文書その他の情報について、文書管理規程を制定し、法令等に従い適切に保存及び管理します。

ロ．当社は、執行役会規程及び文書管理規程において、執行役会議事録及び稟議書をはじめとする執行役の職務の執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図ります。

④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．個人の生活に直接的に関わる領域において事業展開する会社として、ユーザーからの信頼を獲得・維持することをリスク管理における最重要課題としております。

ロ．取締役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性について十分な検証を行います。

ハ．当社は、情報セキュリティ基本規程に基づき、当社グループにおける情報セキュリティ体制を確立・強化します。

ニ．当社は、個人情報保護規程に基づき、当社グループにおける個人情報保護体制を確立・強化します。

ホ．当社は、当社グループの企業活動に関する重大な危機が発生した場合には、代表執行役を中心に危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

へ。監査委員会は、リスク管理体制の実効性について監査します。

ト．当社では、取締役会が、取締役会規程その他の社内規程に基づき定期的に当社グループの取締役、執行役及び使用人からリスク・コンプライアンスに関する報告を受けるとともに、重要な事項につき審議を行います。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社と各子会社との間の協定（以下「グループ間協定」といいます。）により、子会社から定期的な財務報告を受けるとともに、重要な意思決定に関する事項については事前承認事項または報告事項とすることで、適正な子会社管理を確保する体制を構築します。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ間協定により、各子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループの適正かつ効率的な経営に資するため、グループ事業会社支援規程を制定します。

(b) 当社は、子会社に対し、その事業内容や規模等に応じて、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する体制の構築を求めます。

(c) 当社は、子会社に役員等を派遣するほか、必要に応じて子会社に対して間接業務を提供することにより、効率的な業務執行の体制を構築します。

(d) 当社は、各子会社の中期経営計画を承認し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの子会社別目標を設定し、実績を管理します。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、子会社の取締役等及び使用人が適法かつ公正な事業活動を行う体制を構築します。

(b) 当社は、必要に応じて子会社の取締役等及び使用人に対して啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、子会社のコンプライアンス体制の強化を図ります。

(c) 当社は、子会社における法令等への違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見及び是正を図るため、子会社の取締役等及び使用人が内部通報をするための窓口を設置します。

(d) 当社は、子会社に役員等を派遣し、業務執行の状況を把握するとともに、当社による内部監査を実施することにより、子会社の業務の適正を確保します。

⑥ 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社では、取締役会室が監査委員会の職務を補助するほか、監査委員会は、必要と判断した場合には、監査委員会の業務を補助すべき取締役及び使用人を選任します。

⑦ 前項の取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する当該職務に関する指揮命令権は、監査委員会に委譲されるものとし、監査委員会の職務を補助するに際しては、監査委員会の指揮命令にのみ従います。また、監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する評価及び人事権の行使については、監査委員会または監査委員会の選任する監査委員の承認を得ます。

⑧ 当社の監査委員会への報告に関する体制

イ．取締役（監査委員である取締役を除く。）及び執行役は、監査委員会規程に基づき、その職務の執行状況について、監査委員会の求めに応じて報告を行います。執行役は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに監査委員に当該事実を報告します。

ロ．当社は、内部通報規程に基づき、取締役、執行役及び使用人、子会社の取締役等及び使用人並びにこれらの者から報告を受けた者が、当社グループにおける組織的または個人的な法令等に違反する行為またはそのおそれのある行為を認識したときに当該行為を通報するための内部通報制度を設けており、内部通報の対象となった行為の調査の結果は監査委員会に報告することとしております。

⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査委員会への報告を行った当社の取締役、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程に定め、当社の取締役、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人に周知徹底します。

- ⑩ 当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還または負担した債務の弁済を当社に請求したときは、その費用等が監査委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

- ⑪ その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めます。

ロ. 監査委員会は、内部監査計画について承認するとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を指示します。また、監査委員会は、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとします。

ハ. 監査委員会は、定期的に情報交換を行うなど会計監査人との連携を密に行い、会計に関する監査を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、執行役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

- ・内部通報規程に基づき、当社の従業員を社内窓口とし、外部の弁護士を社外窓口とする通報者のプライバシーに配慮した内部通報制度を運用しております。
- ・コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、全従業員に対して、定期的に社内研修等を通じてコンプライアンスに関する教育を実施しております。
- ・内部監査規程に基づき、内部監査を通じて法令等の遵守状況の確認を行い、必要に応じて適宜改善を図っております。

② リスク管理体制の強化

- ・取締役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性を十分に検証しております。
- ・執行役会は予見されるリスクの洗い出し、評価の実施、対応策の策定を行っております。
- ・内部監査規程に基づき、内部監査を通じて業務上のリスクの把握・確認を行い、必要に応じて適宜改善を図っております。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保

- ・当社は、各事業会社の運営上必要な管理業務機能を集約しており、各事業会社に対して経営支援契約に基づき経営支援を行っております。また、必要に応じて各事業会社への当社役職員の派遣、各事業会社からの定期的な情報収集や領域会議の開催、執行役員での情報共有等を通じて、グループ全体と各事業会社の意思疎通の強化を図るとともに、グループ事業会社運営方針に則った内部管理体制整備、内部統制機能の強化を推進しております。

④ 監査委員の監査体制

- ・監査委員会は、監査委員 3 名全員を社外から選任しており、当社の監査委員会規程及び各種法令等に基づき執行役及び取締役の職務の執行の監査等を行っております。監査委員は、内部監査担当者と連携のうえ、重要な会議への出席、執行役、取締役及び使用人等からの職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧等を行い、当社及び主要な子会社において業務及び財産の状況の調査を行うこと等により、執行役及び取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査しております。また、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ること等により、監査の実効性を高めております。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	13	8,452	1,739	△132	10,073
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	877	877			1,755
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			308		308
減 資	△861	861			－
自 己 株 式 の 取 得				△1,180	△1,180
自 己 株 式 の 消 却		△1,311		1,311	－
自 己 株 式 の 処 分				0	0
株式交換による変動		151		△31	120
連結子会社株式の取得 による 持 分 の 増 減		△992			△992
連結子会社の増資に よる 持 分 の 増 減		508			508
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		87			87
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	16	182	308	100	607
当連結会計年度末残高	30	8,635	2,047	△32	10,680

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△13	9	△4	10	1,517	11,596
当連結会計年度変動額						
新株の発行						1,755
親会社株主に帰属する当期純利益						308
減資						—
自己株式の取得						△1,180
自己株式の消却						—
自己株式の処分						0
株式交換による変動						120
連結子会社株式の取得による持分の増減						△992
連結子会社の増資による持分の増減						508
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						87
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	43	△5	38	△6	△66	△34
当連結会計年度変動額合計	43	△5	38	△6	△66	572
当連結会計年度末残高	30	3	34	3	1,451	12,169

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 15社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ロゴガイド
株式会社くふうAIスタジオ
株式会社くふう住まい
株式会社くふう住まいコンサルティング
株式会社アールプラスDM
株式会社くふうウェディング
株式会社くふうキャピタル
株式会社Seven Signatures International
株式会社キッズスター
株式会社くふうしずおか
株式会社RETRIP
株式会社ゴールドエッグス
その他3社

② 子会社に含めない会社の名称等

- ・子会社に含めない会社の名称 株式会社マンバ
- ・子会社としなかった理由
当社が投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として保有し、企業会計基準適用指針第22号の要件を満たしており、当該会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社CLAN
- ・持分法を適用しない理由
当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、株式会社ゴールドエッグスの株式を取得したため連結の範囲に含めております。また、連結子会社でありました株式会社くふうジオデータは株式会社ロゴガイドとの吸収合併により消滅したため、株式会社スペースマゼランは解散し清算したため、株式会社K-コンサルティング、くふう少額短期保険株式会社及びOMソーラー株式会社は株式の全部を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度において、アクトインディ株式会社の株式の全部を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSeven Signatures International, a Hawaii Corporation及び株式会社キッズスターは決算日が12月31日、株式会社ゴールドエッグスは11月30日であります。

連結計算書類の作成に当たって、Seven Signatures International, a Hawaii Corporation及び株式会社キッズスターは連結決算日現在、株式会社ゴールドエッグスは8月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・ 商品

個別法又は先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・ 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

- ・ 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4年～22年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）

3年～5年（社内における利用可能期間）

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間にわたり均等償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. ポイント引当金

連結子会社において、投稿促進等を目的とするポイント制度に基づき、付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

ハ. 訂正関連費用引当金

連結子会社において、過年度に発生した決算の訂正に伴い、今後発生すると見込まれる損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

ニ. 株式給付引当金

連結子会社において、当該連結子会社の定める規程に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループが毎日の暮らし事業で提供する主なサービスであるチラシ・買い物情報サービス「トクバイ」、ライフイベント事業で提供する主なサービスである住宅・不動産専門メディア「オウチーノ」、ウェディング総合情報メディア「みんなのウェディング」等のメディアやSaaSサービスについては、顧客に対して契約期間にわたってサービス提供をする義務があり、時の経過につれて充足されることから、サービス提供期間にわたって均等に収益を認識しております。また、住生活全般に関わる事業者に向けた経営コンサルティングサービス、生活者向けの買取再販サービス、富裕層向けコンサルティングサービス等の商品の提供や役務提供を行う専門サービスについては、顧客に対して商品の引き渡しや役務提供の義務があり、商品を引き渡した時点または役務提供が完了した時点で資産に対する支配が顧客に移転すると判断し、収益を認識しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

その支出の効果の及ぶ期間（５年～20年）にわたって、定額法により償却しております。

⑦ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「固定資産除却損」は5百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	3,459百万円
-----	----------

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、超過収益力を前提としたのれんを計上しており、のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において定額法により償却しております。また、その資産性については、子会社等の業績や事業計画等を基に検討しており、将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、のれんの減損処理を行う可能性があります。

(2) 販売用不動産の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用不動産	1,483百万円
--------	----------

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

販売用不動産は、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しており、正味売却価額は、販売見込額から販売経費等見込額を控除して算定しております。また、販売見込額については、市場の動向、類似不動産の取引事例や過去実績等を総合的に勘案しております。今後、不動産市況が悪化した場合、販売用不動産評価損の計上が必要になる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産

関係会社株式（注）	3,544百万円
計	3,544

（注）上記の関係会社株式は、連結子会社株式であり、連結貸借対照表には計上されていません。

- ② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	342百万円
長期借入金	463
計	805

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 368百万円

6. 減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
愛知県豊橋市	事業用資産	建物	2
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア	6
東京都中央区	事業用資産	ソフトウェア	24

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的な事業収支の把握がなされる最小の単位に基づき資産のグルーピングを行っております。

事業用資産（愛知県豊橋市）については、連結子会社において事業所閉鎖に伴い、将来の使用見込がなくなったため、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

事業用資産（東京都港区及び東京都中央区）については、連結子会社において将来の使用見込がなくなったため、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

なお、回収可能価額は使用価値としておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、使用価値を零としております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式 (注) 1、3	58,301,719	5,875,876	4,290,000	59,887,595
合計	58,301,719	5,875,876	4,290,000	59,887,595
自己株式				
普通株式 (注) 2、3	292,268	4,003,946	4,290,000	6,214
合計	292,268	4,003,946	4,290,000	6,214

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加5,875,876株は、新株予約権(ストック・オプション)の行使による増加264,040株及び第三者割当増資に伴う新株発行による増加5,611,836株であります。

2. 普通株式の自己株式の増加4,003,946株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加4,000,000株及び単元未満株式の買取り等による増加3,946株であります。

3. 普通株式の発行済株式総数の減少及び普通株式の自己株式数の減少4,290,000株は、自己株式の消却による減少であります。

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。また、キャピタルゲインの獲得を目的として、投資事業を行っております。事業を行うための設備投資及び運転資金が必要な場合は、銀行借入により調達する方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券は、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。また、営業投資有価証券には流動性の乏しい未上場株式及び債券が含まれております。さらに、取得原価を上回る価額で売却できる保証はなく、期待されたキャピタルゲインが実現しない可能性や投資資金を回収できない可能性があります。加えて、投資有価証券は、当社グループの業務上関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、その殆どが1ヵ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

短期借入金は主に運転資金、長期借入金は主にM&A等の投資資金を目的としており、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業投資有価証券及び投資有価証券のリスクについては、当該投資先企業の財務状況を月次や四半期毎等、継続的なモニタリングを行い、投資先の業績を適時に把握しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理は、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
営業投資有価証券	1,585	1,585	－
資産計	1,585	1,585	－
長期借入金（注）3	1,687	1,684	△2
負債計	1,687	1,684	△2

- (注) 1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金及び未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。なお、組合出資金等は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2024年9月30日)
営業投資有価証券（非上場株式）	43
営業投資有価証券（組合出資金等）	62
投資有価証券（非上場株式）	10
出資金（組合出資金等）	14

3. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
営業投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,065	—	—	1,065
債券（社債）	—	520	—	520
資産計	1,065	520	—	1,585

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金（1 年内返済予定のものを含む）	—	1,684	—	1,684
負債計	—	1,684	—	1,684

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結計算書類計上額
	毎日の暮らし事業	ライフイベント事業	投資・インキュベーション事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	2,762	9,145	2,206	14,114	—	14,114
その他の収益	—	1	1,427	1,429	—	1,429
外部顧客への売上高	2,762	9,147	3,634	15,544	—	15,544

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,129百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,125
契約負債(期首残高)	1,259
契約負債(期末残高)	1,198

契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、1,121百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
1年以内	101百万円
1年超2年以内	42
2年超3年以内	7
3年超	0
合計	152

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 179円21銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 5円15銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社間の合併)

当社は、2024年9月10日開催の当社執行役会において、当社の連結子会社である株式会社くふうAIスタジオを吸収合併存続会社とし、当社の連結子会社である株式会社RETRIPを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2024年11月1日付で実施いたしました。

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称：株式会社くふうAIスタジオ

事業の内容：家計簿 Zaim および派生サービスの企画・開発・運営、くふうカンパニーグループにおけるサービス企画・開発・運営、くふうカンパニーグループ外におけるサービス企画・開発・運営、新規事業の創出、R&D

(吸収合併消滅会社)

名称：株式会社RETRIP

事業の内容：旅行・おでかけメディア「RETRIP」の運営

② 企業結合日

2024年11月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社くふうAIスタジオを吸収合併存続会社、株式会社RETRIPを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社くふうAIスタジオ

⑤ その他取引の概要に関する事項

経営資源を集約し、経営を効率化することを目的としております。

⑥ 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(連結子会社間の合併)

当社は、2024年11月14日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社である株式会社くふうAIスタジオを吸収合併存続会社とし、当社の連結子会社である株式会社ロゴガイドを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。なお、合併後の商号は株式会社くふうカンパニーとし当社の商号を株式会社くふうカンパニーホールディングスとする予定であります。

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称：株式会社くふうAIスタジオ

事業の内容：家計簿 Zaim および派生サービスの企画・開発・運営、くふうカンパニーグループにおけるサービス企画・開発・運営、くふうカンパニーグループ外におけるサービス企画・開発・運営、新規事業の創出、R&D

(吸収合併消滅会社)

名称：株式会社ロゴガイド

事業の内容：チラシ・買い物情報サービス「トクバイ」の運営等

② 企業結合日

2025年1月1日（予定）

③ 企業結合の法的形式

株式会社くふうAIスタジオを吸収合併存続会社、株式会社ロゴガイドを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社くふうカンパニー

⑤ その他取引の概要に関する事項

毎日のくらし事業を構成する両社を統合し一体的に運営することにより、サービス連携の強化、業務の効率化並びに組織の活性化を図ることを目的としております。

⑥ 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

計算書類

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,871	流 動 負 債	6,399
現金及び預金	2,189	短期借入金	1,079
売 掛 金	89	関係会社短期借入金	4,676
営業投資有価証券	1,691	1年内返済予定	541
前 払 費 用	125	長期借入金	71
関係会社短期貸付金	2,487	未 払 金	14
そ の 他	287	未 払 費 用	1
固 定 資 産	14,419	未 払 法 人 税 等	14
有形固定資産	111	そ の 他	3,971
建物附属設備	103	固 定 負 債	863
工具、器具及び備品	7	長期借入金	2,996
無形固定資産	0	関係会社長期借入金	51
商 標 権	0	繰延税金負債	60
ソフトウェア	0	資産除去債務	
投資その他の資産	14,307	負 債 合 計	10,371
関係会社株式	14,107	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	106	株 主 資 本	10,886
そ の 他	93	資 本 金	30
資 産 合 計	21,290	資 本 剰 余 金	10,022
		資 本 準 備 金	30
		その他資本剰余金	9,991
		利 益 剰 余 金	835
		その他利益剰余金	835
		繰越利益剰余金	835
		自 己 株 式	△1
		評価・換算差額等	30
		その他有価証券評価差額金	30
		新 株 予 約 権	1
		純 資 産 合 計	10,919
		負 債 純 資 産 合 計	21,290

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,209
売 上 原 価		756
売 上 総 利 益		1,452
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,396
営 業 利 益		56
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	127	
そ の 他	1	146
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26	
支 払 手 数 料	5	
そ の 他	0	33
経 常 利 益		168
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	0	
子 会 社 株 式 売 却 益	109	
そ の 他	0	109
特 別 損 失		
子 会 社 株 式 評 価 損	2	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	0	
そ の 他	0	2
税 引 前 当 期 純 利 益		275
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3	
法 人 税 等 調 整 額	15	19
当 期 純 利 益		255

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年10月 1 日から)
(2024年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金		
					繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	13	13	9,580	9,594	579	△132	10,055
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	877	877		877			1,755
減 資	△861	△861	1,722	861			－
当 期 純 利 益					255		255
自己株式の取得						△1,180	△1,180
自己株式の消却			△1,311	△1,311		1,311	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	16	16	411	427	255	130	831
当 期 末 残 高	30	30	9,991	10,022	835	△1	10,886

	評価・換算 差 額 等	新 予 約 株 権	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	△13	7	10,049
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			1,755
減 資			－
当 期 純 利 益			255
自己株式の取得			△1,180
自己株式の消却			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	43	△5	38
当期変動額合計	43	△5	869
当 期 末 残 高	30	1	10,919

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券(営業投資有価証券含む)

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。
ただし、建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次の通りであります。

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分）

5年（社内における利用可能期間）

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、子会社等からの経営支援料であります。経営支援料については、子会社等への契約内容に応じた支援業務を提供することが履行義務であり、当社が日々生じる業務を履行するにつれて子会社等が即時に便益を享受していることから、業務が提供された時点で当社の履行義務が充足されていると判断し、当該時点で収益および費用を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「支払手数料」は3百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

・関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	14,107百万円
関係会社短期貸付金	2,487百万円
関係会社長期貸付金	106百万円
貸倒引当金戻入額	127百万円
子会社株式評価損	2百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない非上場の関係会社株式については、実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、子会社の業績や事業計画等を基に将来の収益性を検討しており、将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、関係会社株式の減損処理を行う可能性があります。また、関係会社への貸付金については関係会社の財政状態等に応じて回収不能見込額を貸倒引当金として計上しておりますが、貸付先関係会社の業績が悪化する場合には、回収不能見込額が増加し、貸倒引当金を追加計上する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

24百万円

(2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社ゴールドエッグス	23百万円
計	23

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

(区分掲記したものを除く)

短期金銭債権	145百万円
短期金銭債務	2

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入

892百万円

営業費用

△131

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益

17百万円

営業外費用

5

(2) 関係会社に対する貸倒引当金戻入額

連結子会社である株式会社くふうジオデータに対する貸倒引当金戻入額127百万円を営業外収益に計上しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	292,268	4,003,946	4,290,000	6,214
合計	292,268	4,003,946	4,290,000	6,214

(注) 普通株式の自己株式数の増加4,003,946株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加4,000,000株及び単元未満株式の買取り等による増加3,946株であります。また、普通株式の自己株式数の減少4,290,000株は、自己株式の消却による減少であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	20百万円
未払費用	3
投資有価証券評価損	2
関係会社株式	3
繰越欠損金	139
その他有価証券評価差額金	1
その他	3

繰延税金資産小計

176

評価性引当額

△176

繰延税金資産合計

—

繰延税金負債

資産除去債務 18

未払事業税 13

その他有価証券評価差額金 19

繰延税金負債合計

△51

繰延税金資産の純額

△51

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 ロゴガイド	所有 直接100.0	資金取引 (CMS) 役員の兼任 設備の 賃貸借	資金の借入 (注) 1	2,697 5	関係会社 短期 借入金 —	2,500 —
				債務被保証 (注) 2	805		—
子会社	株式会社 くふうAI スタジオ	所有 直接100.0	資金取引 (CMS) 役員の兼任 設備の 賃貸借	資金の貸付 (注) 1	345	関係会社 短期 貸付金	288
子会社	株式会社 くふう 住まい	所有 直接100.0	資金取引 (CMS) 役員の兼任 設備の 賃貸借	資金の借入	725	関係会社 短期 借入金	847
				資金の貸付 (注) 1	1,726	関係会社 短期 貸付金	1,731
				第三者 割当増資 (注) 3	1,722	—	—
				債務被保証 (注) 2	805	—	—
子会社	株式会社 くふう 住まい コンサルティング	所有 間接100.0	資金取引 (CMS) 役員の兼任	担保の受入 (注) 4	805	—	—
				資金の借入 (注) 1	850	関係会社 短期 借入金	1,100
子会社	株式会社 くふうウェ ディング	所有 直接100.0	資金取引 (CMS) 役員の兼任	株式の譲受 (注) 5	375	—	—
				資金の借入 (注) 1	3,431	関係会社 短期 借入金 関係会社 長期 借入金	227 2,996
				債務被保証 (注) 2	805	—	—

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 くふう ジオデータ (注) 6	所有 直接100.0	資金取引 (CMS) 資金の貸付 役員の兼任 設備の 賃貸借	資金の貸付 (注) 1	244	—	—
関連 会社	株式会社 アクト インディ	所有 直接33.4	資本業務 提携 設備の 賃貸借	株式の譲渡 (注) 5	351	—	—

- (注) 1. 当社は、CMS（キャッシュマネジメントシステム）を導入しており、取引金額については取引が反復的に行われているため、当事業年度における平均残高を記載しており、CMS以外の借入及び貸付による取引額は総額を記載しております。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。
2. 当社の銀行借入に対し、株式会社ロコガイド、株式会社くふう住まい及び株式会社くふうウェディングより債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 第三者割当増資の発行価格については、当社株式の市場価格に基づき決定しております。
4. 当社の銀行借入に対し、株式会社くふう住まいより担保提供を受けております。なお、担保提供料の支払いは行っておりません。
5. 株式の譲受及び株式の譲渡については、当該株式の帳簿価額を勘案し、協議により譲渡しております。
6. 株式会社くふうジオデータは、2024年7月1日付で株式会社ロコガイドに吸収合併されております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 182円32銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4円26銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月19日

株式会社くふうカンパニー

取締役会 御中

誠栄有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉 田 茂
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木 下 幹 雄

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社くふうカンパニーの2023年10月1日から2024年9月30日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上